六百四十九	旧鹿児島県漁業協同組合	鹿児島県鹿児島市城南町三十七番地二	令和二年四月	令和八年三月
六百五十～六百七十六	（略）			
六百七十七	那珂川町土地改良区	栃木県那須郡那珂川町馬頭六十七番地一	令和四年四月	
六百七十八～七百三	（略）			
七百三の二	株式会社支倉牧場	北海道紋別郡興部町字豊野百五十番地の一	令和七年三月	
七百四～七百八	（略）			
七百九	株式会社熊本県養鶏ファーム	熊本県合志市野々島四千三百九十三番地百九十	令和七年十一月	
七百十	萬漁業株式会社	岩手県釜石市箱崎町第十三地割四番地十九	令和七年十二月	
七百十一	曽根・北九州東部漁業協同組合	福岡県北九州市小倉南区曽根新田北三丁目十三番七号	令和七年十二月	
七百十二	秋田市土地改良区	秋田県秋田市四ツ小屋字城下当場二百五十三番一	令和八年一月	
七百十三	株式会社大盛堂生産農場	長野県駒ヶ根市下平二千九百三十四番地二百六十	令和八年一月	
七百十四	一般社団法人新町牧野	岩手県八幡平市荒屋新町百四十三番地三	令和八年四月	
七百十五	遠州みらい森林組合	静岡県掛川市大和田三百二十番地の一	令和八年四月	
七百十六	高島市南部土地改良区	滋賀県高島市安曇川町下小川二千九百十二番地	令和八年四月	
七百十七	株式会社福栄組合	福岡県久留米市北野町高良千三百六十九番地の三	令和八年四月	
七百十八	熊本県酪農業協同組合	本市東区戸島五丁目十番十五号	令和八年四月	
七百十九	鹿児島県漁業協同組合	鹿児島県鹿児島市城南町三十七番地二	令和八年四月	
六百四十九	鹿児島県漁業協同組合	鹿児島県鹿児島市城南町三十七番地二	令和二年四月	
六百五十～六百七十六	（略）			
六百七十七	那珂川町土地改良区	栃木県那須郡那珂川町小川二千五百二十四番地一	令和四年四月	
六百七十八～七百三	（略）			
七百四～七百八	（略）			

○農林水産省告示第千三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市西山四七字大谷一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県三方上中郡若狭町佐古三二号滝谷六の二・二四の二（以上二筆国有林）、六の一、七から二三まで、二四の一、三四号下山二〇から二二まで、三五号宮ノ奥四から七まで、九、三六号尾小谷一一の一、一一の二、一七、一八、三七号部六　一五から一八まで、三八号城山一一の一一・一一の一二（以上二筆国有林）、一一の一、一一の一〇、三九号堂ノ上三の一、三の二、四、五の二、一三から一五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市佐開四八字屋多部一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市上麻生島下麻生島上野田野土打川島下唯野五字立石一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養